

第5期熊本県障がい者計画中間見直し(案)に関する意見募集の結果及び県の考え方について

| 項目 | 御意見・御提案の概要 | 県の考え方 | 取扱い |
|---|--|--|-------------|
| <p>第3章 計画の基本的な考え方 Ⅲ 重点化の視点 地域生活への移行支援・地域生活支援 (案27ページ)</p> | <p>全国的な近年の重大案件として、相模原事件とともに、もう一つ忘れてはならない事案が、平成19年に佐賀県で知的障がい者の青年が警察官5人がかりで取り押さえられ死亡した知的障害者身柄確保死亡事件である。 計画案でも、分野別施策の1番目に、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう」と記載されている。 そのためには、まずもって、行政の職員、中でも警察関係と教育関係の方々の障がいに対する正しい理解と、差別偏見の解消を徹底してほしい。 そのことを計画に反映させるため、「第3章 計画の基本的な考え方 Ⅲ 重点化の視点 地域生活への移行支援・地域生活支援」の3行目「福祉、保健、医療」の後に「教育、防犯等」を入れてほしい。</p> | <p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、行政機関においても、障がいを理由とする差別の禁止や障がいへの理解に関して職員の適切な対応を推進することが重要と考えております。 このため、県では、計画の第3章に、「県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組」を重点化の視点として位置付け、行政職員の障がいに関する理解促進に取り組んでいます。 具体的には、教育委員会及び警察本部を含めた行政職員を対象とする研修等により、障害者差別解消法に基づき定めた職員対応要領の周知や障がい者への配慮の徹底を推進するとともに、県内全ての市町村において職員対応要領が定められるよう働きかけを推進します。 計画への記載については、第4章 分野別施策 Ⅷ 差別の解消及び権利擁護の推進 ④行政機関における合理的配慮の推進の項(案80ページ)の記載を見直します。</p> <p><修正前> ④ 行政機関における合理的配慮の推進 障がいを理由とする差別の禁止や障がいへの理解に関して職員の適切な対応を推進するため、職員を対象とする研修を実施し、障害者差別解消法に基づき定めた職員対応要領の周知や障がい者への配慮の徹底を図ります。また、全ての市町村においても職員対応要領が定められるよう市町村へ働きかけます。</p> <p><修正後> ④ 行政機関における合理的配慮の推進 障がいを理由とする差別の禁止や障がいへの理解に関して県の各関係機関の適切な対応を推進するため、職員を対象とする研修を実施し、障害者差別解消法に基づき定めた職員対応要領の周知や障がい者への配慮の徹底を図ります。また、全ての市町村においても職員対応要領が定められるよう市町村へ働きかけます。</p> | <p>反映</p> |
| <p>第4章 分野別施策 Ⅰ 地域生活支援 (1) 地域移行・地域定着 ② 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援 (案30ページ)</p> | <p>「精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援」という項があるが、なぜ「精神」障がい者だけを対象にした記載となっているのか。 地域で安心して暮らしたいと願っているのは「精神」障がい者だけではないはずである。 「地域の精神保健医療福祉体制の整備」については、別項を立ててきちんと記載すべきである。</p> | <p>第4章 分野別施策 Ⅰ 地域生活支援の項(案30～43ページ)は、全ての障がい者を対象とした「くまもと暮らし安心システム」を構築することとしており、精神障がい者に限らず、全ての障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域生活への移行に向けた支援や地域生活の支援を行う必要があると考えています。 なお、該当の記載はその中の1つの施策として特に精神疾患の長期入院患者が多く、その地域移行が進んでいないことから、具体的な記載を追加しているものです。 また、「地域の精神保健医療福祉体制の整備」については、詳細な施策を、第4章 分野別施策 Ⅱ 保健・医療の項(案46ページ)に記載しています。</p> <p>※県内の平成28年度末の1年以上長期入院患者数は4,720人。</p> | <p>補足説明</p> |